

令和8年度 いじめ防止の基本方針

新潟市立金津小学校

令和8年4月改訂

金津小学校では、いじめの未然防止・いじめの早期発見・早期対応を、児童・教職員・学校関係者・保護者・地域が一丸となって取り組むべき重要な課題と受け止めている。

日ごろから個に応じたわかりやすい授業を行うとともに個々の児童理解に努め、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきと学校生活を送ることができるように取り組む。

また、いじめを含めた児童の様々な問題行動等への対応については、未然防止を基本としつつ、早期発見・早期対応を柱とした対応の充実を図り、地域や関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導と支援を積極的に行う。

どの児童もかけがえのない存在であり、いじめは決して許されない行為であることを児童たちに認識させるとともに、いじめ見逃しゼロに向けて、全教職員が一丸となって取り組み、全ての児童が安心して過ごすことのできる学校を目指す。

基本方針の概要

1. 教職員の姿勢

いじめはどの児童にも起こりうるという認識のもと、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止に徹底して取り組む。

(1) 日常の観察

・児童の言動に気を配り、小さなことでも変化を感じたら、積極的に声を掛ける。

(2) 児童や保護者、地域との信頼関係の構築

- ・気になることや困っていることを、児童や保護者が積極的に学校に相談できる関係を築き、ていねいに対応する。
- ・問題発生時は、即時対応して事実関係を明らかにし、児童や保護者の考えに十分配慮しながら具体的な対応を通して共に解決を図る。

(3) 組織的な取組

・学級担任や関係職員が一人で抱えこんだり判断したりすることがないように、学年主任、生活指導主任、管理職に「報告」「連絡」「相談」を迅速に行い、組織的に解決に取り組む。

2. いじめの未然防止

児童が自分たちの生活を自分たちで設計していく活動を通して自治能力を高め、「自律性」と「社会性」を育むことにより、いじめの未然防止に努める。

(1) かかわり合い高め合う授業

- ・授業では、基礎的・基本的な知識や技能の習得を図り、かかわり合いながら学習課題を解決することを通して、筋道立てて考え、自分の言葉で自分の考えを表現する力を育成する。
- ・道徳の学習では、児童の実態に即した題材を通して、いじめや差別を許さず、自他を尊重する心を育てていく。

(2) 学級経営の充実

- ・担任がいじめを絶対許さない態度を明確に児童に示し、児童が安心して生活できる学級経営に努める。
- ・「金津式学級力アンケート」を実施し、児童のよりよい学級づくりに取り組もうとする意欲を引き出し、学級の諸問題を自らの手で解決していく力を育てる。
- ・いじめや差別につながる言動を許さないという人権意識が学級全体で共有されるように指導していく。

(3) 特別活動の充実

- ・学級活動や異年齢集団活動、児童会活動において、互いのよさを認め合ったり助け合ったりする場を設定し、自己有用感を醸成するとともに、「いじめ見逃し0集会」を通してシンキングエラーを正すなど、学校全体で人権意識を高める。

(4) 児童理解研修

- ・職員の児童理解についての研修を年間3回実施し、児童への接し方についてのノウハウを高めるとともに、指導法について全職員の共通理解を図る。

(5) 保護者や地域との協力体制

- ・いじめの防止について、学校だよりや生活指導だより等で情報を発信し、保護者や地域からの情報を得ることができるようにする。

3. いじめの早期発見

全職員が全児童を見守るというスタンスで、日常におけるいじめのサインを見逃さないように配慮する。また、全職員での情報交換の場を定期的に設定し、いじめの早期発見に努める。

(1) 児童との信頼関係

- ・日ごろから児童一人一人を見取り、児童理解に努める。
- ・差別的な言動には毅然として対処することや問題に対して共に考え、最後まで守り抜くという職員の姿勢を示し、安心して悩みを打ち明けられる関係をつくる。

(2) アンケートの活用

- ・学校生活アンケート（年2回）、なかまアンケート（年3回）を実施し、いじめの未然防止と早期解決に努める。
- ・回答内容について、管理職を含む複数の職員で確認し、正確な実態把握ができるようにする。

(3) 教育相談の実施

- ・特に上記アンケートの実施後、学級担任と児童とが1対1で話をする「ハートフルタイム」を設定し、児童の心情を正確に理解するよう努める。

(4) 情報の収集と整理

- ・児童の気になる言動や様子について、職員の情報交換の場を週1回設定し、休み時間の状況や保護者、地域からの連絡等を共有し、見えにくいいじめにも早期対応できるようにする。

4. いじめへの対応および解消に向けた取組

いじめが確認された場合、即時「校内いじめ対応ミーティング」を開き、課題解決の方針を決定して全職員が共通理解のもとで組織的に対応する。事実確認と情報収集については迅速かつ丁寧に行い、全体像を的確に把握し、必要に応じて外部機関と連携を図りながら解消を目指す。

(1) 迅速な対応・解消までの指導・経過観察・再発防止

- ・問題の解消に向け、いじめられた児童の心情を第一に考えて迅速かついねいに対応する。
- ・いじめた児童に対しては、安易な謝罪で終わらせることなく、児童本人の意識が「いじめはよくないこと」という変容が見られるように課題解決に向けて継続的に指導し、完全な解消を目指していく。

(2) 組織的な対応

- ・いじめの疑い、あるいは、いじめに発展する危惧がある事案が発生した場合は、いじめ対策委員会を開き、対応策を検討する。
- ・必要に応じ市スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等、当該の児童や保護者にかかわってもらうなど外部機関との連携も図りながら、指導・支援について助言を受けて、実効性のある手立てを探る。

(3) 保護者への対応

- ・いじめの事案にかかわった児童の保護者、いじめた児童の保護者には直接事実関係と指導や対応の方針を説明して、理解と協力を得る。
- ・事後の経過について、関係職員が状況を説明するとともに、継続的な協力を要請し、再発防止に努める。

